



12月定例会 一般質問 「民法等の一部を改正する法律」の施行に備えて



①離婚後「共同親権」の導入に伴う市の対応について

昨年5月、民法等の一部を改正する法律が成立し、来年4月から施行されます。法改正の目的について、法務省は「父母が離婚後も、子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直す」と説明しています。

民法改正のポイント

項目	従来	改正後
離婚後の親権	単独親権のみ	単独 or 共同を選択
監護の決定	親権者がまとめて担当	役割を分けて決めることが可能
DV対応	制度的に弱い部分あり	共同親権制限・緊急措置など強化
養育費	不払いが多かった	回収の仕組み強化
子の意思尊重	明確な規定なし	明文化され重視

改正法の中心的な考え方は理解できます。ただし、夫婦や親子の関係性の中で、ともすれば弱い立場になってしまう親子がいて、共同親権や親子の面会交流への不安、場合によっては恐怖すら感じる方々もいるのです。

こうした声にどう応えていくのか、という視点で市の担当や教育委員会に質問し、困難に苦しむ人々を一日も早く・一人でも多く援助できるよう府内や関係団体との連携を強化するよう要望しました。

②家庭裁判所の出張所の早期設置をもとめる

これまで、父母双方のどちらが親権を持つかが決まらないと離婚届が受理されず離婚協議が長引く理由となっていましたが、改正後はどちらが親権を持つのかそれとも共同親権なのかが決まっていなくても、裁判所の決定を前提にすることで離婚が可能となるのです。

日本は、当人同士の協議に委ねる「協議離婚制度」を探っていますが、諸外国では何らかの形で裁判所が関与するほうが主流とのことです。これは、離婚する際に両者の力関係が不均衡である場合、その不均衡を裁判所が是正する役割を果たせるようにするためです。^{※1)}

そこで、今回の改正により、当人同士による親権の決定を離婚の条件とせず離婚自体を先行させて、親権者の決定は事後に裁判所に委ねることができますようになりました。離婚や子どもに関する法律に詳しい池田清貴弁護士は、

「離婚後は児童扶養手当の受給が可能となり、改正法施行後は養育費の合意がなくても法定養育費が発生するので、離婚を先行させる実益がある」

「夫婦の問題と子どもの問題を切り離して、子どものことについては、裁判所の専門的知見を活用してベストな決定ができるという点は大きな魅力かもしれない」^{※2)}

と述べています。今回の法改正で離婚の際の裁判所の役割が増し、ということは調停や審判が増えて、家庭裁判所の業務が逼迫するのではないか、と弁護士や支援団体から懸念の声があがっています。

そうした中で、神奈川県弁護士会が中心となって【藤沢簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所の併設を求める協議会】

を結成し、鈴木市長が会長に就任しています。

これまで同協議会は最高裁や財務省に設置要望をしています。家庭裁判所は司法の機能のほか福祉的機能がありますので、市民にとって利用しやすい環境にあることが求められます。

そこで今回、これまでの取り組みと進歩について質し、誘致活動の質・量をあげて一層力を入れて欲しいと要望しました。



県弁護士会の皆さんとの署名活動

1)池田清貴『離婚と子どもをめぐる令和6年家族法改正のキーポイント～共同親権・養育費・親子交流～』(ぎょうせい、2025年)7頁参照

2)池田清貴 前掲49頁参照



コラム【五月の雨】

改正法が成立した昨年5月17日、離婚後共同親権に対する不安・恐怖を抱える市民と支援団体が、雨のなか国会前に集まり抗議活動を行いました。

その国会前集会から名付けられた『五月の雨』という映画が制作されたと聞き、私も観てみました。これは改正法の施行後を描いた「家族の物語」で、ドラマの進行の合間に、実際の国会前デモの映像をはじめ現実に起きた凄惨な事件の被害者や支援に携わる弁護士のインタビュー映像が差し込まれるという構成の、フィクションとノンフィクションのハイブリッド作品です。

精神的DVやモラルハラスメントの被害の深刻さについて考えをあらたにさせられました。藤沢で上映会を開催しますのでご関心のある方は、下記までご連絡下さい。



写真は「五月の雨」製作委員会提供

日時：2026年2月11日(水・祝) 10時より

場所：市役所本庁舎市民利用会議室2

主催：「五月の雨」上映実行委員会@藤沢

問い合わせ：柳田 (yanagida@ayu.news)

上映会終了後、弁護士さんを講師にお招きし離婚後共同親権についてお話しいただく予定です。

2025年を振り返って

1月	子ども文教常任委員会視察(湘南台文化センターこども館等)
2月	寒川町議会議員選挙(小泉町議3選・茂内町議2選)
3月	2月議会ではじめて予算委員会の審査にのぞむ
4月	藤沢市総合図書館の選書会議を視察
5月	市議会臨時会、所属委員会決まる(総務・広報・都心部)
6月	6月議会で一般質問【介護保険について】
7月	市内水田のジャンボタニシ駆除作戦参加/参議院選挙
8月	姉妹都市・松本市議会との交流会@江の島
9月	市民まつりに実家の氏社・皇大神宮の山車が参加
10月	9月議会最終日 はじめて決算討論で登壇
11月	戦後80年 藤沢市平和式典に参加(右参照)
12月	12月議会で一般質問(表面参照)



柳田あゆ 生まれも育ちも鵠沼海岸、現在は片瀬山在住の「引地川のあゆ」です！2023年4月初当選(1期)。1971年生まれ。藤沢市立鵠南小、玉川学園中・高等部・玉川大学農学部農学科卒業。

父は元藤沢市長・衆議院議員の葉山峻。父の秘書、あべともこ衆院議員の秘書を務めました。今年度は、市議会総務常任委員会、広報広聴委員会、藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会に所属。

～鮎は河川環境の指標生物～

私の「あゆ」という名前の由来は魚の【鮎】です。

「引地川をきれいにする」という父の思いがこめられています。

写真は立憲民主党岡本あき子衆議院議員と

戦後80年 藤沢市平和式典

(式典バナー：人権男女共同平和国際課HPより)

11月15日、戦後80年の節目に合わせて「藤沢市平和式典」が開催され、私も参加しました。

式典は3部構成となっており、第1部は、来賓の広島の松井市長、長崎の鈴木市長と藤沢の鈴木市長が登壇し各市の平和事業の紹介のち大学生と高校生とのパネルディスカッションをおこないました。広島の松井市長から「為政者が核保有を否定しない時代だからこそ、戦争体験者の話を次世代につなぐことの大切さ」を語っていただき、長崎の鈴木市長からは「分断する世界を繋ぎ直す『地球市民』の視点が必要だ」、あらためて「長崎を最後の被爆地に」と訴えがありました。

第2部では、市ゆかりの絵本作家・かこさとし氏の戦争をテーマにした作品を藤沢市の児童生徒が朗読しました。藤沢市は広島・長崎に子どもたちを派遣しており、その子たちによる朗読は心温まるとともに未来への希望を感じてくれました。

第3部は俳優のサヘル・ローズさんの基調講演で、自身が戦争孤児となり孤児院で過ごしたこと、その後、日本の里親に出会い日本で暮らした際の養親との心の通い合いなど、胸に染みるお話でした。強く私の印象に残ったこととして

▶花火ってキレイなもの、と多くのひとは思うだろうが、戦争体験者にとっては砲弾やミサイルと重なり、匂いや音の記憶が蘇り恐怖でしかない

▶戦争を生き抜いて良かった、というよりも、つらい過去に苦しめられ続け、生きるのが辛い。話したくないおぞましい体験を、かさぶたを剥がすようにしながら語り続けるのは、自分のような思いを誰にもして欲しくない、戦争はダメだと伝えるのが役目だと思っているから

そのようなお話だったと思います。

登壇した皆さんの発表はどれも素晴らしく、80年に相応しい式典でした。

藤沢市は非核宣言自治体協議会の副会長市として、長年にわたり広島・長崎を支える役目を果たしていました。この藤沢の平和行政の伝統を受け継ぎ発展させ、次世代につないでいくとの意を強くしました。

